

相続税対策の基本的な考え方

1. 最初に考えること

親が子に、自らが稼いだ、または先祖代々の財産を残したいという気持ちは、尊いものです。しかし、子供が親の気持ちを十分理解して行動するとは限りません。自らの意思は、遺言を残すことで反映させることは可能ですが、内容によっては、相続人間の争いごと（争族）につながるケースもあります。被相続人である親の意思をいかに反映させるかは、基本的に弁護士と相談すべき問題ですが、相続において税金の問題（相続税・贈与税）が大きいことを勘案すると、税金面からの対策も講じる必要があるでしょう。しかし、税金よりもまず考えるべきことは、被相続人が自分の財産をどうしたいのか、また、その財産をどのように相続人に分配すべきと考えているかを、明確にすることだと思われます。

たとえば、現代では男女とも平均寿命が延び、老後の人生が長くなっています。その長い老後をどう過ごすのかよく考えることが重要ですが、ずっと病気もせず元気で過ごせるとは限りません。現代のような核家族制の下では、自宅での介護生活は家族に多大な負担を強いることとなりますので、あまり現実的ではなく、高齢者向け介護施設の利用も視野に入れるべきでしょう。したがって、従来であれば、老後の面倒を見てもらった一種の報酬的な側面もあった相続財産ですが、現代では、そういう形で子孫に財産を残すよりも、老後の面倒は見てもらわなくて良いから、その分財産も残さないというやり方も理にかなっていると思われます。被相続人は、まず自らの老後を充実させるために自分の財産を使うことを考えるべきでしょう。それでも残る財産があれば、それをできるだけ自らの意思が反映する形で相続人に分配するような手段を考えるべきといえそうです。その手段として生前贈与も有効です。贈与税は一般に相続税よりも重いですが、相続時精算課税制度等の利用により、生前贈与の贈与税を軽減する方法もあります。

2. 相続税対策の落とし穴

巷には「相続税対策」と銘打った本が溢れていますが、その内容といえば、当たり前の事項をさもすごいことであるかのように誇張したものや、単に税制の解説をしたに過ぎないものがほとんどです。たとえば、借金をして遊休土地に賃貸マンションを建設すれば、相続財産の評価額を圧縮すれば相続税対策に有効であるという記述がよく見られますが、これは当たり前という側面もありますし、一方、場合によっては相続財産を増やすことにより逆効果という側面もあります。すなわち、マンション建設時及び建設後日も浅い場合にはその通りかもしれませんが、ある程度年月がたち借金も返済して家賃収入が上がるような優良な収益物件になれば、財産価値はむしろ上がるわけです。そのようなリスクまで解説してある本は、残念ながらありません。相続税対策には様々なリスクがありますが、少なくとも以下のリスクについて認識しておく必要があるでしょう。

- ① 長生きのリスク：人はいつ死ぬのか、正確には分からない。対策時点と死亡時点とでタイムラグがあると、対策の効果が上がらない場合がある。
- ② 税制改正のリスク：税務当局は常に「行過ぎた」相続税対策に目を光らせている。
- ③ 事業承継リスク：後継者が相続人の思い通りにならないと、対策がうまくいかない場合がある。

3. 専門家を活用する

資産家の方には、金融機関や不動産業者、さまざまなセールスマンからの売込みが引きもきらないと思いますが、それらの方々の情報を鵜呑みにしていると、思わぬ落とし穴に落ちることがあります。なぜなら、それらのセールスマンは、表向きはともかく、実際にはあくまで顧客の利益よりも会社（またはセールスマン個人）の利益を優先するからです。したがって、セールスマンがタダで提供する様々な情報を、取捨選択する確かな目が必要になります。その際には、多少費用はかかりますが、専門家を活用するのが有効であると思います。相続・事業承継対策をお考えでしたら、ぜひその分野の専門家に相談してください。弁護士や税理士であるからといって、必ずしもその分野の専門家とは限りませんのでご注意ください。